

○森林環境譲与税とは

- ・森林経営管理制度（森林経営管理法）を踏まえ、市町村が行う森林整備等に必要な財源に充てるために創設された税。
- ・目的税となり、用途は法令で定める範囲内で、地方自治体に一定の裁量がある。
- ・平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」公布。
- ・令和元年度中から地方自治体へ譲与開始予定。
- ・用途のイメージとしては、
 - ①森林整備：間伐、里山林整備、所有者の意向調査、境界画定など
 - ②人材育成・担い手確保：各種研修の実施、研修機材等の整備、安全装備への支援、就業環境の改善など
 - ③木材利用の促進：木造公共施設や木質内装化、木製家具等の整備及び補助、公共施設の燃料としての木・竹材の調達・利用など
 - ④普及啓発：森林・林業に関する学習・体験活動、植樹・育樹活動、交流活動など

○福岡県策定の森林環境譲与税ガイドラインに示された活用方針

(1) 市町村における森林環境譲与税の活用方針

森林環境譲与税の活用に当たっては、同税が創設された趣旨や福岡県森林環境税検討委員会からの提言を踏まえ、以下の優先順位に従って検討するものとする。

- ①森林吸収源対策として効果が高い間伐等の森林整備
- ②放置竹林対策や荒廃農地の森林化など、地域課題に対応した取組
- ③森林経営管理制度の円滑な運用に向けた取組
- ④公共建築物の木造・木質化や公共建築物における木製品の導入などの木材利用を促進する取組
- ⑤市町村独自で行う森林の有する公益的機能に関する普及啓発活動

【森林環境譲与税の活用例】



間伐等の森林整備



放置竹林対策



公共建築物の木造・木質化



森林に関する普及啓発活動

(2) 市町村における具体的な活用例

活用方針	用途の例
①森林整備	森林経営管理制度に基づく間伐等の整備、森林整備のために必要となる森林作業道の開設や維持補修など
②地域課題に対応した取組	放置竹林対策、荒廃農地の森林造成、森林病虫害対策、森林獣害対策など
③森林経営管理制度の円滑な運用に向けた取組	森林の現状や要整備箇所の調査、航空レーザー計測やドローンを活用した森林情報の収集、林地台帳の整備・更新など
④木材利用を促進する取組	公共建築物の木造化・内装の木質化（木製机・木製椅子・木製遊具など）の推進、公共土木工事における木製ガードレール、木柵等の導入など
⑤普及啓発活動	乳幼児に対する木製玩具の配布、木の良さを伝える体験イベントの実施など

飯塚市森林整備基金の活用に関する方針

令和元年 10 月 11 日

平成 31 年度の税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決定し、平成 31 年通常国会に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案が提出され、平成 31 年 3 月 29 日に公布されました。

今年度から譲与が開始されることから、本市におきましても 9 月市議会定例会において議案を上程し、その運用を図っていくために森林環境譲与税の受け皿となる森林整備基金を創設しました。

森林環境譲与税については、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てなければならないとされたものの、同税が地方譲与税で地方自治体に用途の裁量があることから、国からは詳細な用途の範囲については示されておられません。

このような状況を鑑み、福岡県では森林環境譲与税ガイドラインを策定し、その中で市町村における森林環境譲与税の活用方針と市町村における具体的な活用例を示しているところです。

つきましては、本市においても林務所管課が実施する森林整備のみに活用するだけでなく、全庁的に他課の所管する事業においても同税を有効活用していくことが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が創設された趣旨に合致し、本市にとって有益であると判断することから、その活用について以下のとおり定めるものです。

(1) 活用対象事業について

本市において活用対象とする事業については、福岡県の策定した森林環境譲与税ガイドラインに示された市町村における森林環境譲与税の活用方針と市町村における具体的な活用例に準拠し、以下のとおりとする。

- ① 森林吸収源対策として効果が高い間伐等の森林整備
例) 森林経営管理制度に基づく間伐等の整備、森林整備のために必要となる森林作業道の開設や維持補修等
- ② 放置竹林対策や荒廃農地の森林化等、地域課題に対応した取組
例) 放置竹林対策、荒廃農地の森林造成、森林病虫害対策、森林獣害対策等
- ③ 森林経営管理制度の円滑な運用に向けた取組
例) 森林の現状や要整備箇所の調査、航空レーザー計測やドローンを活用した森林情報の収集、林地台帳の整備・更新等
- ④ 公共建築物の木造・木質化や公共建築物における木製品の導入等の木材利用を促進する取組
例) 公共建築物の木造化・内装の木質化（木製机・木製椅子・木製遊具等）の推進、公共土木工事における木製ガードレール、木柵等の導入等

⑤ 森林の有する公益的機能に関する普及啓発活動

例) 乳幼児に対する木製玩具の配布、木の良さを伝える体験イベントの実施等

(2) 基金活用にあたっての事務手続きについて

森林整備基金の各事業への活用にあたっては、以下の事務手続きを必須とする。

- ① 林務所管課以外が活用を希望する場合については、林務所管課に対して活用希望調書を提出し、その採択を必須とする。
- ② 林務所管課による採択後、実施計画書を提出し、その採択を必須とする。
- ③ 基金の活用後、HP 上でその用途を公表する必要があることから事業実施後、林務所管課に対して、活用実績報告書を提出することを必須とする。

(3) 林務所管課以外の基金対象事業について

林務所管課以外が基金を活用できる事業については、上記活用対象事業のうち、公共建築物の木造・木質化や公共建築物における木製品の導入等の木材利用を促進する取組と森林の有する公益的機能に関する普及啓発活動とする。

(4) 林務所管課以外の基金活用額について

林務所管課以外が各事業へ活用する森林整備基金の上限額については、基金の運用状況等を考慮し、毎年 3,000 千円を目安として活用できるものとする。ただし、事業費が高額な案件（公共建築物の建設や内装の木質化等を想定）の場合は、総合政策課、財政課と活用方法について協議するものとする。

《参考》

●森林環境譲与税の譲与額

	譲与基準			森林環境譲与税の譲与額（見込み）				
	5/10 の額	2/10 の額	3/10 の額	R1~3	R4~6	R7~10	R11~14	R15~ ※平年度化
	私有林 人工林面積	林業就 業者	人口	市 町 村 80/100 県 20/100	市 町 村 80/100 県 20/100	市 町 村 85/100 県 15/100	市 町 村 88/100 県 12/100	市 町 村 90/100 県 10/100
	(ha)	(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
飯塚市	3,576	32	129,146	10,530	15,795	22,376	28,957	35,539
林務所管課以外が活用できる上限額 ※公共建築物木質化等、特別な場合は別途協議				3,000※	3,000※	3,000※	3,000※	3,000※

※上記譲与額は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」で示された譲与基準及び平成 31 年 2 月時点で国が想定している譲与総額に基づき県が試算したもの。